

特定労務管理対象機関の指定申請に係るスケジュール

		令和7年度		令和8年度			
		第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
県への申請・指定時期		<p>医療審議会の開催時期(①～③)に応じ下記の申請期間を設けます。 評価センターによる評価結果を受領されましたら、随時県へ申請してください。 ①の場合：令和8年6月1日～6月30日締切 ②の場合：令和8年9月1日～10月30日締切 ③の場合：令和8年12月1日～令和9年1月29日締切 ※開催・指定時期は予定であり、変更の可能性があります。</p>			<p>①医療審議会 (8月頃)</p> <p>①指定</p>	<p>②医療審議会 (12月頃)</p> <p>②指定</p>	<p>③医療審議会 (3月頃)</p> <p>③指定</p>
各水準ごとに 必要な対応	各水準共通 (B、連携B、 C-1、C-2)	<p>医師労働時間短縮計画(時短計画)作成</p> <p>医療機関勤務環境評価センターの評価受審・評価結果受領(想定評価期間は4ヶ月) ※書面調査の結果が低評価の場合は、中間報告や訪問調査の対象となる</p>		<p>評価センターの評価後、県に特定労務管理対象機関の指定申請</p>		<p>県指定後、各医療機関で36協定締結</p>	
	C-1水準のみ (臨床研修)	<p>臨床研修プログラムの年次報告書、新設・変更届出書において、過去の実績や想定される時間外・休日労働の時間数を記載し県に提出</p>		<p>過去の実績や想定される時間外・休日労働の時間数を記載した最新の年次報告書及びプログラムをホームページで公表</p>			
	C-1水準のみ (専門研修)	<p>令和8年度開始のプログラム内に、想定される時間外・休日労働の時間数を記載し、各学会へ申請</p>		<p>令和8年度開始のプログラムについて、日本専門医機構によりプログラム認定</p>			
	C-2水準のみ	<p>厚生労働省の審査組織を受審・結果受領 ①C-2水準対象医療機関の審査(特定の高度な技能の教育研修環境を審査) ②医師個人の発意に基づく技能研修計画の審査(令和8年度以降の勤務先の決定が必要) ※県への指定申請前に受審必須 ※①を受審する場合は、②も併せて提出すること</p>					